アクア豊橋訪問看護（介護保険）利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という）と株式会社スタッフシュウエイ（以下「事業者」という）が運営する指定訪問看護事業所「アクア豊橋訪問看護」（以下「事業所」という）との間において、利用者が事業者から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第１条（契約の目的）

１　事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービス（以下「サービス」という）を提供します。

２　それぞれのサービス内容は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第２条（契約期間）

１　この契約の契約期間は、契約締結日から介護保険有効期限満了日までとします。

２　上記の契約期間は、契約満了の７日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画等）

１　事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、主治医の指示書及び利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「訪問看護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

２　事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

３　事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第４条（サービス提供の記録等）

１　事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

２　事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から５年間保存します。

３　利用者は、事業者に対し、いつでも第１項、第２項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。

第５条（利用者負担金及びその滞納）

１　サービスに対する利用者負担金は、料金一覧表【介護保険】に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

２　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月以上滞納した場合には、事業者は１ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払ない時に限り、文書により契約を解除することが出来ます。

３　事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第６条（利用者の解約等）

１　利用者は、少なくとも７日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することが出来ます。

２　利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第７条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することが出来ます。この場合には事業者は居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第８条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入居し、または要介護又は要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了のものとします。この場合には事業者はすみやかに利用者に通知するものとします。

第９条（事故時の対応等）

１　事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

２　事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第１０条（秘密保持）

１　事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

２　事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いることが出来るものとします。

第１１条（苦情対応）

１　利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３　事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第１２条（身元引受人の義務）

契約書の身元引受人は、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を連帯して保証するものとします。

第１３条（契約外条項等）

１　この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

２　この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

アクア豊橋看護（医療保険）利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という）と株式会社スタッフシュウエイ（以下「事業者」という）が　運営する指定訪問看護事業所「アクア豊橋訪問看護」（以下「事業所」という）との間において、利用者が事業者から提供される。訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第１条（契約の目的）

事業者は、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第９条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第３条（訪問看護計画）

１　事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。

２　事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第４条（主治医との関係）

１　事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には主治医の指示を文書で受けます。

２　事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第５条（サービス提供の記録等）

１　事業者は、サービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護・リハ記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

２　事業者は、「訪問看護・リハ記録書」等の記録をサービス終了日より、５年間はこれを適正に保存します。又、利用者本人から開示の求めがあった場合は、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

第６条（利用者負担金及びその滞納）

１　サービスに対する利用者負担金は、「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

２　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２カ月分以上滞納した場合は、事業者は１ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

３　事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第７条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対し１週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第８条（事業者の解除権）

１　事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

２　事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第９条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

１　第７条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時

２　第８条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時

３　次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時

（１）利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合

（２）利用者が死亡した場合

第１０条（サービスの中止）

天災などの事業者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

第１１条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第１２条（個人情報保護）

１　事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

２　あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第１３条（苦情対応）

１　利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３　事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第１４条（身元引受人の義務）

契約書の身元引受人は、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を連帯して保証するものとします。

第１５条（契約外条項等）

１　この契約及び後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

２　この契約書は、後期高齢者医療制度等に基づくサービスを対象としたものになり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

アクア豊橋看護　重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
愛知県知事指定　第　2362090637　号

当事業所はご利用者に対して指定訪問看護又は指定訪問看護サービス（以下「サービス」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1．事業者

法人名	株式会社スタッフシュウエイ
法人所在地	愛知県東海市名和町後酉 19 番地
連絡先	052－601－3366（問合せはこちらまで 090-6464-8558　本社事務）
代表者氏名	代表取締役　内藤　明

2．事業所の概要

事業の目的 運営方針	① 訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。 ② 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
事業所の名称	アクア豊橋訪問看護
事業所の所在地	愛知県豊橋市菰口町二丁目 20
連絡先	TEL 0532-35-6344　FAX 0532-35-6444
設立年月	令和 6 年 6 月 1 日
第三者評価実施の有無	なし

3．職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、
以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　令和 6 年 6 月 1 日現在

職種	人数	勤務形態等
管理者	1 名	管理者
訪問看護師	2 名	常勤換算 2.5 人以上

4．事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	豊橋市
事務所の営業日・営業時間	月曜～日曜　9:00～18:00
その他	24 時間対応可能

5．当事業所が提供するサービス内容・料金

（1）サービス内容

① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
② 療養生活の支援（清潔・排泄・食事など）
③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
④ 療養生活や介護方法の指導
⑤ 認知症の看護・お世話と悪化防止の相談
⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
⑧ 終末期の看護
⑨ その他医師の指示による医療処置等

（2）利用料金

介護保険対象の方　『アクア豊橋訪問看護　料金一覧表　【介護保険】』参照
医療保険対象の方　『アクア豊橋訪問看護　料金一覧表　【医療保険】』参照

○利用者負担金

利用者負担金については、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定される負担割合に応じて支払いを受けるものとします。

（3）利用料金のお支払い方法

・前記（2）の料金・費用は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
・支払方法：金融機関口座からの自動振替となります。
・支払日　：サービス提供月の翌月 27 日に振替口座より引き落とさせていただきます。

（４）利用の中止、変更、追加

・　利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後３時までに事業者に申し出て下さい。

・　利用予定日の前日までに申し出がなく、利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後３時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後３時までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の５０％

・　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

６．サービス利用にあたっての留意事項

（１）サービス提供を行う訪問看護師

サービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供します。

（２）サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「５　当事業所が提供するサービス内容・料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に充分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な居室の備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で 使用させていただきます。

（３）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）事故時の対応

事業所は、利用者に対する看護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに必要な処置を講じます。

7．苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は全職員が受付けますが、苦情受付け窓口も設けてあります。

苦情受付窓口	アクア豊橋訪問看護　0532-35-6344
担当者	植松　一也

（2）当事業所以外の苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 9:00～17:00 電話番号　052-971-4165
東三河広域連合　介護保険課	ご利用時間 平日 8:30～17:15 電話番号　0532-26-8470・8471

アクア豊橋訪問看護　個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり
必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１．使用する目的

（１）居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために
実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合

（２）利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の
情報の提供

（３）在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所
その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有
すべき介護情報を含む個人情報の提供

（４）家族等への心身の状態等の情報提供

（５）行政審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答等

（６）損害賠償保険などに係る保険会社等への必要な情報の提供

２．使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

３．使用する期間

契約で定める期間

４．条件

（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのな
いよう細心の注意を払うこと

（２）個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、利用者と事業者が各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者	
当事業者は、居宅サービス事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任持って行います	
法 人 名	株式会社スタッフシュウエイ
法人住所	愛知県東海市名和町後酉 19 番地
代表者名	代表取締役　内藤　明　　㊞
事業所名	アクア豊橋訪問看護
事業所住所	愛知県豊橋市菰口町二丁目 20
連 絡 先	0532-35-6344

ご利用者様	
私は、以上の契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書の内容について説明を受け、内容を確認したうえで、訪問看護サービスの利用を申し込み、個人情報使用同意書に同意いたします。	
氏　　名	㊞
住　　所	

ご家族様等（身元引受人　兼　連帯保証人①）			
私は、以上の契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書の内容について説明を受け、内容を確認したうえで、訪問看護サービスの利用を申し込み、個人情報使用同意書に同意いたします。			
氏　　名	㊞　　（ご関係：　　）		
住　　所			
勤務先名称			
連絡先(TEL)		勤務先 TEL	
署名代行理由	□　書字困難　　□その他		

ご家族様等（身元引受人　兼　連帯保証人①） ※①署名者が無職の場合、お勤めの方もう一名の連帯保証が必要になります。			
私は、以上の契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書の内容について説明を受け、内容を確認したうえで、訪問看護サービスの利用を申し込み、個人情報使用同意書に同意いたします。			
氏　　名	㊞　　（ご関係：　　）		
住　　所			
勤務先名称			
連絡先(TEL)		勤務先 TEL	

同 意 書

（24 時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算）

私は、緊急時訪問看護及び 24 時間対応体制加算について説明を受け、
このサービスを利用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

アクア豊橋訪問看護 管理者 様

利用者様氏名	㊞
ご家族様等氏名	㊞ ご関係（　　）

同 意 書

（訪問看護情報提供療養費）

私は、訪問看護情報提供療養費加算について説明を受け、
居住地の市町村や保健所等に利用者の訪問看護の状況を情報提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

アクア豊橋訪問看護 管理者 様

利用者様氏名	㊞
ご家族様等氏名	㊞ ご関係（　　）

アクア豊橋訪問看護　料金一覧表【介護保険】

令和8年6月1日

利用者の負担金額（1単位10.21円の利用者負担割合で計算）を徴収させていただきます。

サービス名	内　容 ※早朝・夜間 6:00-8:00・18:00-22:00 日中 8:00-18:00　深夜 22:00-6:00			利用者負担額　（円）		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本利用料						
訪看Ⅰ1	所要時間20分未満	正看護師	日中	321	641	962
訪看Ⅰ1・夜			早朝・夜間	402	803	1,204
訪看Ⅰ1・深			深夜	481	962	1,443
訪看Ⅰ1・准		准看護師	日中	289	578	867
訪看Ⅰ1・准・夜			早朝・夜間	362	723	1,085
訪看Ⅰ1・准・深			深夜	434	868	1,302
訪看Ⅰ2	所要時間20-30分未満	正看護師	日中	481	962	1,443
訪看Ⅰ2・夜			早朝・夜間	602	1,203	1,804
訪看Ⅰ2・深			深夜	722	1,444	2,166
訪看Ⅰ2・准		准看護師	日中	433	866	1,299
訪看Ⅰ2・准・夜			早朝・夜間	542	1,083	1,624
訪看Ⅰ2・准・深			深夜	650	1,299	1,948
訪看Ⅰ3	所要時間30-60分未満	正看護師	日中	841	1,681	2,521
訪看Ⅰ3・夜			早朝・夜間	1,051	2,102	3,152
訪看Ⅰ3・深			深夜	1,261	2,522	3,783
訪看Ⅰ3・准		准看護師	日中	757	1,513	2,270
訪看Ⅰ3・准・夜			早朝・夜間	946	1,891	2,837
訪看Ⅰ3・准・深			深夜	1,136	2,271	3,406
訪看Ⅰ5		PT/OT	日中	301	601	901
症状やサービス提供時間、サービス内容により加算						
緊急時訪問看護加算Ⅰ （1月あたり）	①24時間常時緊急訪問を行うことができる体制がある。 ②緊急時訪問における看護業務の負担を軽減するための体制を整えている。			613	1,251	1,758
緊急時訪問看護加算Ⅱ （1月あたり）	24時間常時緊急訪問を行うことができる体制がある。			586	1,197	1,795
初回加算Ⅰ （1回あたり）	過去2月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護含む）の提供をうけていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合 かつ、病院、診療所等から退院した日に初回訪問看護を提供した場合			358	715	1,072
初回加算Ⅱ （1回あたり）	過去2月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護含む）の提供をうけていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合			307	613	919
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者について、1回の時間が1時間30分を超えた場合			307	613	919
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 看護師2名 （1回あたり）	同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問した場合 ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合 基本利用料の項目に加算されます。		30分未満	260	519	778
			30分以上	411	821	1,232
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 （1回あたり）			30分未満	206	411	616
			30分以上	324	648	991

サービス名	内 容	利用者負担額 （円）		
		1割負担	2割負担	3割負担
症状やサービス提供時間、サービス内容により加算				
特別管理加算Ⅰ （1月あたり）	・在宅麻薬等注射指導管理 ・在宅腫瘍等患者指導管理 ・在宅強心剤持続投与指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態	511	1,021	1,532
特別管理加算Ⅱ （1月あたり）	① ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態	256	511	766
退院時共同指導加算 （基本的には1回まで。特別な管理を必要とする利用者様については2回）	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院、入所中の方に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、その退院又は退所後に初回の訪問を行った場合	613	1,226	1,838
ターミナルケア加算 （死亡月につき）	主治医との連携の下に、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合	2,553	5,105	7,658

アクア豊橋訪問看護　料金一覧表【医療保険】

令和8年6月1日

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。
介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも次の場合は適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合
①末期の悪性腫瘍　②多発性硬化症　③重症筋無力症　④スモン　⑤筋萎縮性側索硬化症　⑥脊髄小脳変性症
⑦ハンチントン病　⑧進行性筋ジストロフィー症　⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病〔ホーエン・ヤール重症度分類3以上かつ生活機能障害度Ⅱ度又はⅢ度〕）　⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）　⑪プリオン病　⑫亜急性硬化性全脳炎
⑬ライソゾーム病　⑭副腎白質ジストロフィー　⑮脊髄性筋萎縮症　⑯球脊髄性筋萎縮症
⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎　⑱後天性免疫不全症候群　⑲頸髄損傷　⑳人工呼吸器を使用している状態

2. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

サービス名			利用者負担額（円） 1割負担	2割負担	3割負担
基本利用料					
包括型訪問看護療養費 ※訪問看護事業所が届出を行った併設・隣接する集合住宅に居住する上記1又は2に該当するご利用者への複数回の訪問看護 ※1日当たりの訪問時間の合計および同一建物のご利用者数により算定区分が異なります。 ※同一日に訪問看護基本療養費（Ⅰ及びⅡの専門看護師による訪問を除く。）、難病等複数回訪問加算、複数名訪問看護加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算、訪問看護管理療養費、24時間対応体制加算は、算定されません。	同一建物居住者（20人未満）	30分以上60分未満　/日	701	1,402	2,103
		60分以上90分未満　/日	1,101	2,202	3,303
		90分以上　/日	1,401	2,802	4,203
		90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合（※1）	1,551	3,102	4,653
	同一建物居住者（20～49人）	30分以上60分未満　/日	631	1,262	1,893
		60分以上90分未満　/日	991	1,982	2,973
		90分以上　/日	1,373	2,746	4,119
		90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合（※1）	1,520	3,040	4,560
	同一建物居住者（50人以上）	30分以上60分未満　/日	596	1,192	1,788
		60分以上90分未満　/日	936	1,872	2,808
		90分以上　/日	1,345	2,690	4,035
		90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合（※1）	1,489	2,978	4,467
（※1）90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合 ・包括型訪問看護療養費に規定する厚生労働大臣が定める者に、訪問看護事業所が緊急時において即時に適切な指定訪問看護が実施できる体制がある ・当該訪問看護事業所が指定訪問看護を実施し、包括型訪問看護療養費を算定する利用者全員における訪問看護の実施時間の1日当たりの平均が120分以上					
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師　週3日まで		555	1,110	1,665
	看護師　週4日以降		655	1,310	1,965
	准看護師　週3日まで		505	1,010	1,515
	准看護師　週4日以降		605	1,210	1,815
	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアの専門看護師による場合		1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一建物居住者（2人）	訪問看護基本療養費Ⅰと同様			
	同一建物居住者（3～9人）	看護師　週3日まで	278	556	834
		看護師　週4日以降	328	656	984
		准看護師　週3日まで	253	506	759
		准看護師　週4日以降	303	606	909
	同一建物居住者（10～19人）	看護師　月20日まで	276	552	828
		看護師　月21日以降	266	532	798
		准看護師　月20日まで	252	504	756
		准看護師　月21日以降	242	484	726
	同一建物居住者（20～49人）	看護師　月20日まで	271	542	813
		看護師　月21日以降	261	522	783
		准看護師　月20日まで	247	494	741
		准看護師　月21日以降	237	474	711
	同一建物居住者（50人以上）	看護師　月20日まで	261	522	783
		看護師　月21日以降	251	502	753
		准看護師　月20日まで	237	474	711
		准看護師　月21日以降	227	454	681
	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアの専門看護師による場合		1,285	2,570	3,855

サービス名			利用者負担額　(円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本利用料					
訪問看護管理療養費 (月の初日)		月1回(初日のみ)	771	1,542	2,313
訪問看護管理療養費 (2日目以降)	単一建物居住利用者 (20人未満)	1日につき	301	602	903
	単一建物居住利用者 (20～49人)	月15日目まで	251	502	753
		月16日目～24日目まで	231	462	693
		月25日目以降	221	442	663
	単一建物居住利用者 (50人以上)	月15日目まで	241	482	723
		月16日目～24日目まで	221	442	663
		月25日目以降	201	402	603
症状やサービス提供時間、サービス内容により加算					
夜間・早朝訪問看護加算	同一建物居住者(2人まで)		210	420	630
	同一建物居住者 (3～9人)	月15日目まで	210	420	630
		月16日目以降	190	380	570
	同一建物居住者 (10～19人)	月15日目まで	180	360	540
		月16日目以降	130	260	390
	同一建物居住者 (20～49人)	月15日目まで	120	240	360
		月16日目以降	95	190	285
	同一建物居住者 (50人以上)	月15日目まで	100	200	300
		月16日目以降	80	160	240
深夜訪問看護加算	同一建物居住者(2人まで)		420	840	1,260
	同一建物居住者 (3～9人)	月15日目まで	420	840	1,260
		月16日目以降	400	800	1,200
	同一建物居住者 (10～19人)	月15日目まで	390	780	1,170
		月16日目以降	230	460	690
	同一建物居住者 (20～49人)	月15日目まで	210	420	630
		月16日目以降	150	300	450
	同一建物居住者 (50人以上)	月15日目まで	180	360	540
		月16日目以降	130	260	390
難病等複数回訪問加算 (2回/日)	同一建物居住者(2人まで)		450	900	1,350
	同一建物居住者 (3～9人)		400	800	1,200
	同一建物居住者 (10～19人)		370	740	1,110
	同一建物居住者 (20～49人)		350	700	1,050
	同一建物居住者 (50人以上)		330	660	990
難病等複数回訪問加算 (3回/日)	同一建物居住者(2人まで)		800	1,600	2,400
	同一建物居住者 (3～9人)	月20日目まで	720	1,440	2,160
		月21日目以降	690	1,380	2,070
	同一建物居住者 (10～19人)	月20日目まで	630	1,260	1,890
		月21日目以降	520	1,040	1,560
	同一建物居住者 (20～49人)	月20日目まで	480	960	1,440
		月21日目以降	350	700	1,050
	同一建物居住者 (50人以上)	月20日目まで	410	820	1,230
		月21日目以降	300	600	900

サービス名			利用者負担額　(円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
症状やサービス提供時間、サービス内容により加算					
複数名訪問看護加算 ※同行職員・・・看護師	同一建物居住者 (2人まで)	週1日まで	450	900	1,350
	同一建物居住者 (3～9人)		400	800	1,200
	同一建物居住者 (10～19人)		340	680	1,020
	同一建物居住者 (20～49人)		300	600	900
	同一建物居住者 (50人以上)		270	540	810
複数名訪問看護加算 ※同行職員・・・准看護師	同一建物居住者 (2人まで)	週1日まで	380	760	1,140
	同一建物居住者 (3～9人)		340	680	1,020
	同一建物居住者 (10～19人)		280	560	840
	同一建物居住者 (20～49人)		250	500	750
	同一建物居住者 (50人以上)		220	440	660
複数名訪問看護加算 ※同行職員・・・看護補助者	同一建物居住者 (2人まで)	1日に1回	300	600	900
	同一建物居住者 (3～9人)		270	540	810
	同一建物居住者 (10～19人)		210	420	630
	同一建物居住者 (20～49人)		190	380	570
	同一建物居住者 (50人以上)		160	320	480
	同一建物居住者 (2人まで)	1日に2回	600	1,200	1,800
	同一建物居住者 (3～9人)		540	1,080	1,620
	同一建物居住者 (10～19人)		380	760	1,140
	同一建物居住者 (20～49人)		345	690	1,035
	同一建物居住者 (50人以上)		330	660	990
	同一建物居住者 (2人まで)	1日に3回	1,000	2,000	3,000
	同一建物居住者 (3～9人)		900	1,800	2,700
	同一建物居住者 (10～19人)		550	1,100	1,650
	同一建物居住者 (20～49人)		480	960	1,440
	同一建物居住者 (50人以上)		450	900	1,350
長時間訪問看護加算	特別な管理かつ90分を超える長時間の訪問看護を要するご利用者に対して訪問看護を実施した場合		520	1,040	1,560
24時間対応体制加算(イ) (1月あたり)	24時間常時緊急訪問を行うことができる体制があり、かつ看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合		680	1,360	2,040
24時間対応体制加算(ロ) (1月あたり)	24時間常時緊急訪問を行うことができる体制がある場合		652	1,304	1,956
緊急時訪問看護加算(イ) (1日あたり)	予定にない、緊急のサービス提供がある場合 (月内の14日目まで)		265	530	795
緊急時訪問看護加算(ロ) (1日あたり)	予定にない、緊急のサービス提供がある場合 (月内の15日目以降)		200	400	600

サービス名		利用者負担額　(円)		
		1割負担	2割負担	3割負担
症状やサービス提供時間、サービス内容により加算				
特別管理加算Ⅰ （1月あたり）	・胃チューブ留置（経鼻・胃ろう） ・腹膜透析 ・気管切開・気管カニューレ（永久気管孔を含む） ・膀胱留置カテーテル ・PTCDなど（種々ドレーンなどの留置） ・輸液用ポート ・数日間継続的に行っている、サーフローによる点滴等	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ （1月あたり）	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態	250	500	750
退院時共同指導加算 （1回あたり） 利用者の状態に応じ月2回を限度	病院や診療所、介護老人保健施設に入所者が入院または入所者が退院、退所する際に、本人や担当訪問看護師への指導を、主治の医師やその他の関係者が共同して行った場合	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	退院の翌日以降初日の訪問日	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算 （1回あたり）	保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、歯科訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施 している保険薬局又は訪問看護ステーションと文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （1回あたり・月2回まで）	保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合	200	400	600
情報提供療養費1～3 （1月あたり）	居住地の市町村や保健所等に利用者の訪問看護の状況を情報提供して、市町村等が提供するサービスとの連携を図るものです。	150	300	450
ターミナルケア療養費1 （ご逝去月につき）	主治医との連携の下に、利用者が終末期の看護サービスを継続して最後まで受けた場合	2,500	5,000	7,500
遠隔診療補助料 （1回あたり・月1回まで）	緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合	265	530	795
医療DX情報活用加算 （1回あたり・月1回まで）	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	5	10	15
医療情報連携加算 （1回あたり・月1回まで）	主治医、訪問歯科医師、訪問薬剤師等とともに電子的に記録したご利用者の診療情報等を活用した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	100	200	300
物価対応料1（イ） （月の初日）	訪問看護管理療養費を算定するご利用者の場合 （令和9年6月以降は所定額の100分の200に相当する額）	6	12	18
物価対応料1（ロ） （2日目以降）	訪問看護管理療養費を算定するご利用者の場合 （令和9年6月以降は所定額の100分の200に相当する額）	2	4	6
物価対応料2 （1日につき）	包括型訪問看護療養費を算定するご利用者の場合 （令和9年6月以降は所定額の100分の200に相当する額）	2	4	6